

〔新型コロナウイルス感染拡大防止について（概略）〕

令和5年度 着付け職種技能検定の実施にあたり、厚生労働省の定める「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（令和2年12月16日改訂）に基づいて試験を実施いたします。受検者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解、ご協力をお願いいたします。

【1】申請書類は、配達記録が残る方法（簡易書留、宅配便等）で送付してください。

※感染防止のため各窓口へのお持ち込みはできるだけお控えいただき、郵送等で提出してください。

【2】体調確認書の記入

受検者の皆様には試験日の10日前からの体調確認書を記入していただきます。

試験当日の体温・体調確認等の必要事項はご自宅で記入してきてください。

10日以内のA～Oの症状に該当する方、およびカ～クの状況に該当する方については、受検をお控えいただきますようお願いいたします。

- ア 検温（37.5度以上の発熱の有無）
 - イ 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 身体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ク 過去10日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある
- ※体調確認書を紛失した場合、ホームページからダウンロードすることができます。

【3】以下に該当する方は他の受検者への感染のおそれがあるため、受検をお控えいただきますようお願いいたします。

- ア 試験当日の自宅での検温時、または受付時の検温で37.5度以上の発熱がある方
- イ 新型コロナウイルス感染症のPCR検査等により陽性の判定を受けて、試験日当日はまだ療養が終了していない方
- ウ 保健所により、感染者の「濃厚接触者」と判断され自宅待機を指示されており、試験当日はまだ解除されていない方
- エ 海外（全ての国・地域が対象）から帰国・入国された方で、試験日当日が帰国・入国の次の日から起算して10日間経過していない方

【4】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記の通りご協力をお願いします。

- ア 受付時の検温と、試験会場入室時にアルコール等での手指消毒を実施します。
※アレルギー等、なんらかの事情でご自身で持参された消毒液や除菌シートを使うことも可能です。
- イ マスクは必ず持参し、正しい着用方法で試験会場内（受付時も含む）は常時マスクを着用してください。
- ウ フェイスシールド、マウスシールドのみの着用は認めません。使用する方はマスクを正しく着用後に装着してください。
- エ 試験会場は適宜換気をしますので、体温調整しやすい服装でお越しください。
- オ 使用済みのマスク・除菌シート等を含めゴミ類は全て持ち帰ってください。

※上記ガイドラインが改訂された場合は、最新の内容に基づいて試験を実施いたします。

令和5年度の学科試験は、5月10日（水）までの申請が必要になります

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人全日本着付け技能センター

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目56番4号 美容会館1階 TEL. 03-3370-1740 FAX. 03-3370-1745

www.kitsuke.or.jp